

# 中央学院大学事件



弁護士 河村 健夫  
かわむら たけお むさん社会福祉法律事務所  
2000年弁護士登録

## 1 事件の概要

本件は、中央学院大学の非常勤講師である小林勝氏が、勤務先を経営する学校法人中央学院を被告として、専任教員となっていた場合に得られたであろう賃金と非常勤講師の賃金との差額や弁護士費用等、合計3089万7475円を請求している事件である。

本件の提訴は2016年（平成28年）11月1日であり、現在、4回まで口頭弁論期日を実施し主張整理中である。

本件は、賃金差額を請求する理論構成として労働契約法20条違反を主張している事件であるので、事件として報告する（ただし、原告の小林氏と被告学校法人中央学院との間には、後述する特殊な事実経過が存在しており、単純に労働契約法20条のみを法的根拠として主張している事件ではないことに留意が必要である）。

## 2 小林氏が通常の非常勤講師の役割をはるかに超えて勤務した経緯

(1) 小林氏は、東京大学経済学部を卒業後、

同大学大学院経済学研究科博士過程を単位取得（満期）退学し、ライブツイヒ大学やフンボルト大学に留学するなどして研究を深め、現在は被告法人が経営する中央学院大学の非常勤講師を務めるほか、他大学でも非常勤講師の職にある。

小林氏は研究活動も旺盛・多彩であって多数の論文を発表しており、ローザ・ルクセンブルク全集の編者となるなど、その学識経験の深さは誰もが認めるところであった。

(2) 小林氏は、中央学院大学において、語学（ドイツ語）の講義のほか、長期間にわたり多数の専門科目を担当した。

小林氏が担当した専門科目は「EC（現EU）法」「社会学」「社会学概論」「国際関係論」などである。

語学（ドイツ語）に加えて、複数の専門科目も担当することとなった結果、小林氏の担当コマ数（受け持ち講義数。1週90分の授業を担当すると「1コマ」担当と数える）は2000年（平成12年）から2005年（平成17年）の間には8コマに達し、提訴時においても6コマの講義を担当していた。

中央学院大学の専任教員（専任講師、准教授、教授など教授会の構成メンバー）は原則として5コマの講義を担当すべき義務があるとされていることと比較しても、小林氏が担当していた6コマから8コマというコマ数は、非常勤講師としては異例のコマ数の多さであった。実際、中央学院大

学において、非常勤講師でありながら複数の専門科目を含めて6コマ以上の授業を長期にわたり担当した者は、小林氏の他に存在しない。

(3) 小林氏が多数のコマを担当するに至るには理由があった。小林氏は1993年（平成5年）に中央学院大学に就職しているが、それは前年度に同大学の助教授であったU氏から「法学部の政治史担当の教授が定年退官してしまう。あなたを後任の政治史担当の専任教員として考えているので応じてくれないか」旨の勧誘を受け、これに応じた結果である。

ところが、法学部教授会は政治史の講座を休講とする旨の決定を行った。小林氏に対しては、代わりに語学（ドイツ語）の科目を担当してもらえないかとの打診がなされ、小林氏はやむなくこれに応じた。

1996年（平成8年）には、法学部長のK氏より「EC法の講座を開設するので担当してもらいたい」旨の打診を受けた。小林氏は自分の研究領域とは異なる科目であったため、一度は打診を断ったが、K氏は「専任教員化を考えていますから」と述べ、専任教員にするとの「餌」を示して科目担当の承諾を求めた。小林氏は専任教員になることができるのであればと考えて最終的に「EC法」の科目担当を承諾したが、その後、小林氏を専任教員にすることについての動きは見られなかった。

同様に、1998年には、中央学院大学の商学部教授であるK氏から「社会学」及び「社会学概論」の科目担当をすることを求められた。このときのK氏の決め台詞も「あなたを商学部の専任教員にするから」というものであった。後述するとおり、同じ大学の教壇に立っていても「非常勤講師」と「専任教員」との間には、天と地ほどの待遇格差が存在する。K氏の説明によれば「1999年に「社会学」担当の専任教員の公募手続きを行う。1998年に「社会学」の担当教員となっておけば、公募手続における人事も通りやすい」とのことであつ

たので、小林氏は専任教員になる前提として担当講義を引き受けたのであるが、公募手続は1999年から先送りされ、K氏は定年退官してしまったため、またしても専任教員とする旨の約束は反故にされた。

1999年には、法学部長のS氏から「国際関係論」の講義を担当するよう求められた。その当時小林氏は週7コマの講義を抱えており、一度は断ったが、「専任教員にする」旨のS氏の言葉を信じてS氏の要望に応じた。ところが、S氏は教授会で反対意見が存在するなどと理由をつけて人事提案を先送りし、またしても小林氏を専任教員とする約束は果たされなかつた。

果ては、2009年の法学部長のD氏からの勧誘である。D氏は、小林氏が学術書の出版社社長と懇意であることを知り、自らの博士論文をベースとした書籍の出版につき、小林氏に出版社社長との間を取り次ぎ、博士論文を書籍の体裁に整える作業を依頼した。D氏の口癖は「人事はすぐやるから」であり、またしても専任教員となることを約束した上での事務作業の依頼であった。小林氏はやむなく作業を承諾したが、事務作業は困難を極めた。原稿は博士論文からの抜書きをコピーして通し番号をつけただけのものであり、電子データでの原稿は存在しなかつた。そのため、小林氏が紙データからスキャンしてデータを電子化し、文章の内容を整序し、文献目録や索引を作成し、原稿を直接書き直すことまでした。このような事務作業をやらせておきながら、D氏が小林氏を専任教員とする旨の約束を守ることはなかつた。

上記のとおり、小林氏が語学（ドイツ語）に加えて多数の専門科目を担当するに至った理由は、学部長などからの「非常勤講師から専任教員にしてやる」旨の約束を信じて、そのためにも必要であると要求された専門科目の担当に応じていたためであつた。

### 3 本来は補助的な役割である非常勤講師が大学を支えるという逆転構造

(1) 中央学院大学において、小林氏のように最大で週8コマもの講義を担当していた非常勤講師は他に存在しない。

しかしながら、同大学においては、少数の専任教員よりもはるかに多くの非常勤講師が専門科目を含む同大学における「講義」の主軸を担当しており、同大学の講義及び研究は教授等の専任教員ではなく、非常勤講師によって支えられているというのが実情であった。

同大学の2015年度（平成27年度）における専任教員と非常勤講師の人数はそれぞれ69名と118名である（全教員のうち非常勤講師が占める割合は63.1%）。また、同大学の講義のうち、短期集中型の「集中講義」を除くすべての講義時間（コマ）数をみると、専任教員が担当するコマ数は398コマ、非常勤講師が担当するコマ数は298コマである（全講義のうち、非常勤講師が担当している講義コマ数が占める割合は42.8%）。つまり、4割以上の講義が非常勤講師によって担当されていることがわかる。

同大学法学部においては非常勤講師も紀要『法学論叢』への寄稿が可能となっているが、同紀要の2016年度（平成28年度）の掲載論文数を比較すると、専任教員によるものが16本、非常勤講師によるものが7本となっている。専任教員は3年に1度は学内紀要に研究成果を発表する義務が課されているにもかかわらず、まったく「沈黙」する専任教員も少なくない。同大学の研究の実情については、2008年に大学基準協会が公表した「認証評価結果2008」において、「提出された資料によると、過去5年間に著書・論文等がなく、研究活動が不活発な教員がいる。研究活動の活性化に向け、大学全体として組織的に取り組むことが望まれる」と明記されている。

(2) ところが、待遇について専任教員と非常勤講師とを比較すると、まさに天と地ほどの格差が存在する。

同大学の2014年度（平成26年度）における専任教員及び非常勤講師に対する総人件費は、それぞれ8億7186万4316円と1億2377万7393円である。単純に、2015年度の受け持ち講義数である専任教員398講義と非常勤講師298講義の割合で比較すると、専任教員は非常勤講師の約5.3倍もの給与を支給されていることになる。

しかし、中央学院大学における専任教員と非常勤講師との格差はこれにとどまらない。

例えば、専任教員には研究室が与えられ、給与とは別に年間35万円（申請により45万円まで）研究費が支給されるが、非常勤講師に対してはいずれも与えられない。

また、専任教員には「サバティカル」の制度があり、3年以上専任教員として在籍すると1年間（申請により1年延長可）の「休息」が与えられる。その期間、専任教員は何を過ごしてもよく、期間中の給与は保障される上に、外国で過ごす場合には往復の渡航費や滞在1日あたり1万円の費用までもが加算されて支給される。

非常勤講師にはこのような制度の適用はない。非常勤講師は1コマあたり月額3万円程度（1コマあたり3万円ではない。1週間に1コマ担当して月額3万円である）の賃金が支払われるだけであり、専任教員との待遇格差は想像を絶するものがある。

(3) 本来、非常勤職員は大学の講義・研究活動の中では補助的な役割を果たすものであった。語学などの一般教養科目などにおいて、他に本務的な収入がある者を非常勤講師として迎え入れたり、将来的に准教授（助教授）や教授になるべき人材がキャリアをスタートする際の一時的なポストとして非常勤講師を担当したりするものであって、小林氏のごとく、長期間にわたり専門科目を

担当する非常勤講師という存在は、もともと想定されていたものではない。専門科目を長期にわたり担当すべきは、教授等の専任教員の役割であった。

しかしながら、中央学院大学においては、補助的な役割であるはずの非常勤講師に、本来、専任教員が担当すべき講義・研究の役割を任せ、非常勤講師による懸命な努力の上に専任教員があぐらをかき、上述したサバティカル制度などの「特権」を汲々と維持してきたのである。

#### 4 訴訟における当事者双方の主張

(1) 訴訟において原告は、①上述した待遇格差は労働契約法20条に違反する違法なものであるから、当該不合理な格差を規定する中央学院大学の俸給表等は無効であり、小林氏が1999年（平成11年）に専任教員となったと仮定した場合に得られたであろう給与との差額を損害として、②上述した「専任教員にするから」との約束を反故にし続けたことは不法行為を構成するから（契約締結上の過失責任）、小林氏に生じた精神的損害を慰謝料として、それぞれ請求している。

(2) これに対して、被告は、①労働契約法20条違反については、同条が規定する要件を満たさず被告の行為は違法ではない、②については当該約束をすることはないし、仮に約束違反が存在するとしても賠償請求権は時効消滅しており、万が一時効が認められないとしても賠償の範囲は信頼利益に限られる、との主張を行っている。

労働契約法20条に関する被告の主張は、概ね下記のとおりである。

① 非常勤講師は担当する講義のみ実施すれば良いのに対し、専任教員は1週3日以上の出校義務があり、教授会活動や各種委員会活動、研究活動などの諸活動にも従事するものであり、業務の内容に相違がある。専任教員がこれらの諸活動に

費やす時間は標準的なモデルを考へても年間約180時間に達するが、非常勤講師にはかかる諸活動を担当することはない。

専任教員は「FD活動」（授業内容や方法の改善活動）に参加することによる能力向上の制度的な保障があり、ゼミ形式の科目も担当している。非常勤講師はFD活動に参加しておらず、ゼミも担当しないのであって、授業内容にも相違がある。

② 専任教員は、教授会に出席し科目の新設や廃止、入試の合否、教員の人事などについて関与し、入試の監督やオープンカレッジへの出席など、中央学院大学の維持・発展に高度な責任を負っている。教育業務に関しても専任教員は1週間5コマの講義を担当する義務がある。

これに対し非常勤講師は、教授会への出席義務も権限もないし、学生募集業務の義務もない。担当する授業についても、依頼された講義を引き受けなければ拒否する自由がある。

専任教員と非常勤講師との間には、業務に関する責任の程度に相違がある。

③ 専任教員は中央学院大学が依頼した講義を引き受ける義務があるが非常勤講師は断ることができるから、専任教員には職務変更や配置転換に応じる義務があると言え、そのような義務がない非常勤講師との間に相違が存在する。

④ 専任教員と非常勤講師との間の待遇格差については、小林氏に支給される給与金額は小林氏が所属する労働組合との団体交渉を受けて改定された金額であり、小林氏が中央学院大学で多数の講義を担当する状態となったのも、小林氏の自由な意志に基づく選択の結果にすぎない。

中央学院大学以外の大学においても、非常勤講師に対する賃金額は1コマ3万円程度であり、専任教員と非常勤講師との間の賃金格差は社会的に受け入れられている。

これらの事情も労働契約法20条における「その他の事情」として考慮されるべきである。

(3) これら被告中央学院の主張は、見事な「建前論」としか言いようがない。

教授ら専任教員には講義以外に研究等に従事するので業務の内容が違うのだとの主張について言えば、中央学院大学における専任教員の「研究」実態が空疎なものであることについては、上述した大学基準協会公表の「認証評価結果2008」が厳しく指摘するとおりである。

被告中央学院は、講義以外の専任教員の時間的拘束について、標準的モデルケースで年間約180時間に達すると主張しているが、その内容を点検すると、「ゼミ合宿で60時間」との主張がなされている。中央学院大学におけるゼミ合宿は行われることも稀であり、行われてもせいぜい1泊2日の合宿であって、その中で学生たちによる議論が60時間も行われているはずがない。移動・睡眠・酒食の時間も含めて「60時間」とカウントしているのであれば、明らかに不当な「水増し」である。

専任教員は「FD活動」をしているので能力向上の制度的な保障があるなどと主張する点について言えば、中央学院大学における「FD活動」は「地域の自治会との懇親会」や「学校法人中央学院の財政状況の報告」などを「FD活動」と称してお茶を濁しているものであり、「専任教員の能力向上のための制度的保障」などと主張することすらはばかられる実情であった。

被告は、標準的モデルケースでは学内の各種委員会の業務として年間15時間を費やすと主張しているが、中央学院大学における各種委員会の活動はほとんどの委員会が不活発で、教授会が開かれる水曜日の昼休み期間に短時間の「会議」を設定して済ますことが多く、被告中央学院の主張は時間の「水増し」である。

そもそも、被告が主張しているところの、専任教員が担当する業務（＝非常勤講師が担当しない業務）の多くは、その業務に従事した場合に給与とは別途に手当が支給されているのであるから、両者を単純に比較して「業務の相違」を検討する

という姿勢そのものが誤っているのである。

被告は専任教員が教授会での科目新設や廃止・入試業務等を担当するから「中央学院大学の維持・発展に高度な責任を負っている」などと主張しているが、上述した大学基準協会による「認証評価結果2008」においては「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針のポリシーと実態がかい離している」「本来教授会で検討すべき、大学として求める教員像は、学則等において漠然とした記述しかなく、教員組織の編成方針は大学全体としても、学部・研究科ごとにも策定されていない」「教育充実員会が中心となって定期的に講演会等を実施しているが、その回数は1年に1、2回程度で、出席者も専任教員の半数にとどまっている」等と指摘されている。到底、「中央学院大学の維持・発展に高度な責任を負っている」専任教員の実情とは思われない記述であり、被告の主張が実態と全くかけ離れた内容であることが容易に分かる。

また、オープンキャンパスの際の模擬授業担当・入試委員会担当・入試試験に従事した者には別途手当が支給されているのであるから、被告が「業務の内容の相違」で主張した各種事実と同様に、当該事情はそもそも非常勤講師との間で比較の対象とすべき事情ではない。

非常勤講師は依頼された講義を断る自由があるという主張に至っては噴飯ものである。非常勤講師が大学から依頼された講義を断れば、単に受け持ち講義がなくなり、収入が途絶えるだけである。非常勤講師は専任教員へのキャリアアップを考え、あるいは生活費のために依頼された講義を断ることがないという実情をまったく無視した暴論である。

(4) 被告中央学院による主張は実態とかけ離れているのであるが、訴訟遂行上、小林氏にとって大きな援軍となったものがある。中央学院大学法学部のT教授が、自戒の意味も込め、中央学院大学における専任教員の実態を克明に、赤裸々に

語った陳述書を裁判所に提出してくれたのである。

この陳述書の提出により、被告による労働契約法20条についての事実主張が大きく誤っていることが説得力をもって語られることとなった。

実際、裁判所は当該陳述書の提出後に弁論準備期日を設け、当事者双方に和解の打診を行った。裁判の進行は今後も予断を許さないところであるが、小林氏の事実に基づく主張が裁判所を動かしていることは間違いない事実である。

## 5 労働契約法20条をめぐる事件に取り組んで

小林氏の訴訟は、労働契約法20条に基づく主張を行っているが、小林氏が「専任教員にする」旨の約束に応じた結果、多数の専門的科目を長期間にわたって担当することとなった特殊な経緯を踏まえた訴訟でもあり、労働契約法20条のみを根拠として訴訟を組み立てている事件ではない。

しかしながら、本事件は、現在の大学における非常勤講師の劣悪な待遇を明らかにするとともに、現在の大学における教授等の専任教員が果たしている役割を鋭く告発している。中央学院大学においては研究活動や教授会・各種委員会の活動（その根拠は大学の自治である）は全く形骸化しているながら、給与だけでも約6倍という待遇格差を生じている。このような実情について労働契約法20条を梃子に是正しうるのか。弁護団の同条をめぐる議論は尽きないところである。

